

「宮崎県ミニアンテナショップ事業業務委託」に係る審査要領

1 目的

この要領は、「宮崎県ミニアンテナショップ事業業務委託」に関し、公正かつ適正な審査を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査項目・配点

審査項目	配点
本業務を実施するにあたって十分な実績を有すると認められるか	10
本事業の趣旨について理解し、仕様書に沿った提案内容となっているか	20
開催の期間・場所は適切か	15
宮崎県産品の購入者に関するデータの集計・分析を行うことができるか	10
宮崎県産品に関する専門知識の有無	15
業務で求められる専門知識の有無	10
本業務を適切に実施運営できる体制となっているか	5
実現可能で、適切なスケジュール（工程表）となっているか	5
法令や環境、安全に配慮した提案となっているか	5
経費の積算は、委託内容毎にされており明確かつ妥当な金額か	5
合 計	100

3 評価基準

採点は、下記の基準により、各項目それぞれ5段階で採点を行う。

標準より非常に優れた提案	5
標準より優れた提案	4
標準的な提案	3
標準よりもやや劣る提案	2
標準より劣る提案	1

4 審査方法

- (1) 委員は、各項目について、申請者からのプレゼンテーションに基づき、審査を行い採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を委託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、委託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になったとき、その参加者を委託候補者として決定する。
- (6) 委託候補者との間で、具体的な委託内容に関する協議が整わない場合には、次点の者を委託候補者とするものとする。